

「経営者保証ガイドラインの活用」のために、実務家には何ができるのか 各フェーズでの対応策を弁護士と銀行員、双方向から解説!

弁護士と銀行員による

経営者保証ガイドラインの 基本と実務

融資・事業承継・債務整理のすべて

2024年7月刊 A5判 332頁 定価4,400円(本体4,000円)

978-4-8178-4962-5 商品番号:40992 略号:経保



弁護士 森智幸

60期 岡山弁護士会 全国倒産処理弁護士ネットワーク常務理事
日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員

北海道銀行 佐々木宏之

2010年～2019年 地銀協「債権管理保全指導者講座(回収専門コース)
「金融法務講座」講師 2016年～2023年 北海道金融法務実務研究会幹事

- 融資・事業承継・債務整理、ガイドラインのすべての基本と実務を解説。債務整理の手続は、ケースをもとに書式も掲載。具体的な進め方が分かる。
- 弁護士の視点のみならず、銀行員(金融機関)の視点からも、判断の根拠や考え方を解説。「経営者保証ガイドラインの活用」のヒントとなる、ノウハウ・アイデアを多数掲載。
- 豊富な図表で、ガイドラインの内容や要点を整理。重要なポイントを視覚的に理解できる。

6 経営者保証の機能を代替する融資手法

経営者保証の機能を代替する融資手法とは何でしょうか。

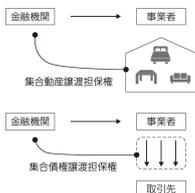
1 経営者保証の機能を代替する融資手法

無保証融資の3要件を充足せず、経営者保証が必要と判断される場合であっても、経営者保証の機能(経営の規律付け、信用補完)を代替する融資手法を活用することで、最終的に経営者保証を不要または条件付きとすることが可能です。

【図31】要件充足・非充足

が期待されます。もっとも、モニタリングコスト等を考えると、ABLが利用できるのは一定規模以上の企業に限定されるという指摘もあります。

【図35】ABL



銀行員から見たGLのポイント

経営者保証を徴求することの弊害は、保証債務が顕在化した場合に金融機関から資産に比して過大な債務の履行を求められるため、中小企業の各ライフステージにおける新たな事業展開や早期の事業再生、円滑な事業清算等への経営者の取組意欲を阻害するとともに、経営者保証人を経済的破綻へ追い込むことにより経営者個人の再スタートを阻害することです。これに対し、保証を徴求しないことの弊害は、主債務者の有事において、経営者が、主債務者の整理を放棄したり、担保物件の処分には非協力的であったりすることによって、金融機関の「主債務者からの回収」に支障が生じることです。保証の徴求・解除等の運用では、この2つの弊害を同時に解消するのは困難であり、抜本的な解消策は保証実務の運用以外の方策である代替的融資手法となります。

Q&Aで実務を解説!

豊富な図表やデータで視覚的に理解できる!

弁護士のみならず金融機関の目線からも解説!

第1章 総論

- 1 経営者保証
- 2 経営者保証ガイドラインの成り立ちと展開
- 3 経営者保証ガイドライン
- 4 経営者保証ガイドラインの構成と適用関係
- 5 経営者保証ガイドラインの対象となる保証契約
- 6 対象債権者
- 7 経営者保証ガイドラインの活用実績
- 8 事業承継特別
- 9 廃業時の基本的考え方
- 10 経営者保証改革プログラム

第2章 融資編

- 1 無保証融資の要件
- 2 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- 3 財務基盤の強化
- 4 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保
- 5 3要件を充足しない場合
- 6 経営者保証の機能を代替する融資手法
- 7 適切な保証金額の設定
- 8 経営者保証徴求の手続

- 9 経営者保証に依存しない融資を促進するための組織的な取り組み事例

- 10 経営者保証を不要とする融資制度

第3章 事業承継編

- 1 事業承継時の経営者保証の課題
- 2 事業承継時の経営者保証の種類
- 3 二重徴求
- 4 後継者との保証契約
- 5 前経営者との保証契約
- 6 債務者への説明
- 7 内部規程等手続の整備
- 8 主債務者及び保証人のとるべき対応
- 9 事業承継において経営者保証を不要とした事例
- 10 事業再生と事業承継の交錯場面

第4章 債務整理編

- 1 保証人のメリット
- 2 金融機関のメリット
- 3 手続の流れ
- 4 利用要件
- 5 経済合理性
- 6 弁済について誠実・財産状況等の適時適切な開示

- 7 免責不許可事由
- 8 合理的な不同意事由
- 9 残存資産
- 10 インセンティブ資産
- 11 一定期間の生計費に相当する額
- 12 自宅
- 13 一時停止等の要請
- 14 表明保証
- 15 弁済計画
- 16 対象外債権者—リース・固有債権—
- 17 支援専門家
- 18 特定調停
- 19 中小企業活性化協議会
- 20 債務整理の事例
- 21 税務

第5章 債務整理実践編

- ケース1 主債務者破産+保証人資産99万円以下
ケース2 主債務者破産+保証人資産99万円超
ケース3 主債務者破産+保証人資産99万円以下+固有債務を個人再生

事項索引

 日本加除出版

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

X (旧 Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間:月～金(祝日除く)9:00-17:00